



埼玉県報

第290号
令和4年(2022年)
3月1日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保安課）

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 令和4年度前期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 令和4年度前期技能検定の実技試験受検手数料減額（産業人材育成課）
- 令和4年度随時実施技能検定の実施（産業人材育成課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築安全課）
- 指定納付受託者の指定（出納総務課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則（令和2年埼玉県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者は、本規則による改正後の埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則第4条第2項及び第5条第2項の規定の適用については、これらの規定に規定する未成年者には含まれないものとする。

告 示

埼玉県告示第百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座栗原店

埼玉県新座市栗原一丁目千二百二十二番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通問題

ア 当該店舗一帯は、新座市立栗原小学校及び第五中学校の学区域であり、特に開店時刻前後は、児童生徒が登校で通行することが予想されます。

児童生徒が安全に通行できるように、適切な交通整理員の配置を実施して、交通事故等が生じないように万全を期してください。

イ 交通事故・交通渋滞等が生じないように必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

(2) 騒音問題

ア 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。

また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

イ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されます。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるように施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

ウ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁

に吸音にすぐれた素材を用いること等)、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

エ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百㎡以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。

なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。

(3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起さないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

二 縦覧期間

令和四年三月一日から令和四年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座店A棟

埼玉県新座市野火止七丁目一―二十五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通問題

ア 当該店舗一帯は、新座市立大和田小学校及び第二中学校の学区域であり、特に開店時刻前後は、児童生徒が登校で通行することが予想されます。

児童生徒が安全に通行できるように、適切な交通整理員の配置を実施して、交通事故等が生じないように万全を期してください。

イ 交通事故・交通渋滞等が生じないように必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

(2) 騒音問題

ア 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。

また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

イ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されます。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるように施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

ウ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁

に吸音にすぐれた素材を用いること等)、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

エ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百㎡以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。

なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。

(3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起さないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

二 縦覧期間

令和四年三月一日から令和四年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第百五十六号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和四年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

なし

ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高周波・炎热处理作业）、機械加工（普通旋盤作業、数值制御旋盤作業、フライス盤作業、数值制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数值制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業（二級のみ））、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高

周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ニ 単一等級

産業洗淨（高圧洗淨作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

令和四年六月七日（火）から同年九月十一日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

令和四年五月三十一日（火）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

| 検定職種 | 実施期日 |
|--|----------------------|
| <p>一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾</p> | <p>令和四年七月十日（日）</p> |
| <p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ</p> | <p>令和四年八月二十一日（日）</p> |

| | |
|--|----------------------|
| <p>施工及び塗装</p> <p>二 三級</p> <p>金属熱処理</p> <p>三 単一等級</p> <p>産業洗浄</p> | |
| <p>一 一級及び二級</p> <p>機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p> | <p>令和四年八月二十八日（日）</p> |
| <p>一 一級及び二級</p> <p>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、酒造、タイヤ張り、表装及びフラワー装飾</p> | <p>令和四年九月四日（日）</p> |

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面又はその写し
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇一〇〇七四）

ハ 受付期間

令和四年四月四日（月）から同年四月十五日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作成する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

| 検 定 職 種 | 手 数 料 |
|---------|-----------------|
| 園芸装飾 | 一万八千二百円（一万二千百円） |
| 造園 | 一万八千二百円（一万二千百円） |
| 鑄造 | 一万八千二百円（一万二千百円） |
| 金属熱処理 | 一万八千二百円（一万二千百円） |
| 機械加工 | 一万八千二百円（一万二千百円） |
| 放電加工 | 一万八千二百円 |
| 金属プレス加工 | 一万八千二百円 |
| 鉄工 | 一万八千二百円 |
| 建築板金 | 一万八千二百円 |
| 工場板金 | 一万八千二百円 |
| 仕上げ | 一万八千二百円（一万二千百円） |
| 機械検査 | 一万八千二百円（一万二千百円） |
| 電子機器組立て | 一万八千二百円（一万二千百円） |

| | |
|--------|-----------------|
| 商品装飾展示 | 一万八千二百円（一万二千百円） |
| フラワー装飾 | 一万八千二百円（一万二千百円） |

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

令和四年七月十日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月二十六日（金）に、その他の職種にあつては同年九月三十日（金）に埼玉県ホームページに掲載するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第百五十七号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第二号の規定により、令和四年埼玉県告示第百五十六号（令和四年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 令和四年四月一日において二十五歳未満であること。
- 三 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあつては、消印日）において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

告示

埼玉県告示第百五十八号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和四年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 実施等級別職種

イ 随時二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、
数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンネルダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、ブロー成形作業）、石材施工（石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ロ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセ

ンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

ハ 基礎級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組

立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製作業)、寝具製作(寝具製作業)、帆布製品製造(帆布製品製作業)、布はく縫製(ワイシャツ製作業)、家具製作(家具手加工業)、建具製作(木製建具手加工業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装業)

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙は、協会で交付する。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手料を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一万八千二百円

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表及び通知

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

令和三年埼玉県告示第千二百九十四号で公示した公共測量は、令和四年一月三十一日終了した旨測量計画機関である埼玉県越谷県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百六十号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

幸手市花島地内

四 作業期間

令和四年三月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百六十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

令和四年七月三日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和四年九月十一日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

令和四年七月二十四日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和四年十月九日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市桜区下大久保二百五十五番地

埼玉大学

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県坂戸市けやき台一番一号

城西大学（坂戸キャンパス）

(三) 埼玉県草加市学園町一番一号
獨協大学

(四) 埼玉県さいたま市桜区下大久保二百五十五番地
埼玉大学

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

インターネットにより行うものとする。

イ 受験申込受付期間

令和四年四月一日（金）午前十時から令和四年四月十四日（木）午後四時
まで

ロ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和四年四月六日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

令和四年六月八日（水）頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

令和四年八月二十三日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)等において公表するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

令和四年九月六日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)等において公表するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

令和四年十二月一日（木）（予定）

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)等において公表するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告示

埼玉県告示第百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施設の名称、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

| 施設の名称 | 指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名 | 指定期間 |
|--|--|------------------------|
| 埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立さきたま史跡の博物館、埼玉県立嵐山史跡の博物館、埼玉県立近代美術館、埼玉県立自然の博物館及び埼玉県立加須げんきプラザ | 東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役 中山 一郎 | 令和四年三月一日から令和七年二月二十八日まで |

二 指定をした日

令和四年三月一日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和三年十一月一日

指令川建セ第〇三〇一〇〇号

二 検査済証番号

令和四年二月二十四日

川建セ第〇三〇二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百五十三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸八百七十八番地十三

澤田 知宏